解散命令公告

北海道公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和７年３月18日

北海道知事　鈴木　直道

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

標津遊漁船協同組合

北海道標津郡標津町南１条西１丁目１番２号

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができる。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道知事となる。）を被告として札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

青森市長島三丁目一〇番五号

有限会社ハナダ

清算人　花田　桂子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

仙台市若林区今泉一丁目一三番二一号

有限会社キタウラ食品販売

清算人　北浦　操人

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目九番地

七―二四〇五号

有限会社花森

清算人　森　秀明

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

群馬県高崎市江木町五九六番地の一九

有限会社高橋板金工業所

清算人　高橋　茂

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

埼玉県三郷市戸ケ崎二九二三番地五

株式会社大島商事

代表清算人　大島　成永

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

埼玉県川口市芝三―一二―二〇―一

株式会社ＪＰコネクト

代表清算人　内藤　光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

埼玉県日高市大字楡木二七八番地

株式会社Ｌｕｘｙ　Ｑｕｅｅｎ

代表清算人　大野　雅美

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

埼玉県川越市新宿町一丁目一一番地二九

株式会社川島屋

代表清算人　町田　喜信